

令和8年度熊本大学研究開発戦略本部

研究開発室使用規定

熊本大学研究開発戦略本部研究開発室（以下「研究開発室」という。）の利用に当たっては、下記の内容を遵守すること。

研究開発室は、産学連携研究等の研究のための場として、熊本大学研究開発戦略本部（以下「HRDS」という。）が管理・運営しており、毎年、利用者を募集して審査の上、有償で利用できる施設である。

1. 禁止事項

研究開発室の利用にあたり、次に掲げる事項は禁止する。

(i) 次に掲げる実験

- ・生物（動物・昆虫・真菌類等・細菌類等）を使用した実験
- ・熊本大学（以下「本学」という。）の廃棄物処理等で処理できない物質を用いた実験
- ・悪臭、大きな振動、騒音、電磁ノイズ等、周囲に影響を与える実験
- ・その他、当該室の環境やキャンパス内で安全・衛生的に行えない実験

(ii) 利用申請書に記載のない部外者の利用・立ち入り

(iii) 責任者が学内者である場合、室名の変更及び学外機関等の名称等の無断掲示

2. 管理責任及び安全について

各研究開発室の責任者は、実験等における一切の事故等の責任・対応を負うこととする。責任者は、利用者の安全管理、試薬等の管理、セキュリティ管理、防火管理等については、十分に指導、注意喚起を行うこと。実験等に基づき生じた災害や事故等及びその後の対応や処置に関して HRDS は責任を負わず、対応を行わない。なお、学外者の利用にあたっても同様であり、法規制に加え、本学の安全管理・排水管理・化学物質管理・廃棄物処理ルールに従うこと。

- ・本学環境安全センターホームページ (<https://www.esc.kumamoto-u.ac.jp/>) を参照し、安全管理・化学物質管理・環境マネジメント・廃棄物処理に関する管理を確実に行い、安全と環境への配慮を行うこと。
- ・鍵の管理及び施錠を厳正に行うこと。また、建物入り口も同様である。
- ・キャンパス内の喫煙は厳禁とする。
- ・学部学生等の経験の浅い研究員の単独実験は厳禁とする。
- ・学内及び別途定める HRDS 研究開発室安全管理基準に基づき行われる査察、学外の安全査察による指摘事項に対し、速やかに対応し HRDS に経緯を報告すること。なお、指摘事項に関し、研究開発室設備又は HRDS の備品の構造上、根本的な不備によるものの場合は産学連携推進課が対応する。ただし、機器や備品を主体的・独占的に利用している利用者の利用方法、改造・改変及び破損による場合には利用者で対応すること。
- ・利用状況や指摘事項で、安全への配慮を欠いた重大な違反、警告に繰り返し従わない場合は、研究開発室の利用停止又は利用許可を取り消す。その場合、利用料の返還・減免は行わず、申込時の全額を請求する。
- ・薬品流出・漏洩、漏水、漏電等、利用している研究開発室又は利用者を要因とする事故等が生じた場合、責任者が全責任を負い、原状復帰・復旧・清掃の実施又はかかる費用をすべて負担すること。

3. 設備・備品について

- (i) 研究開発室設備又は HRDS の備品の構造上、根本的な不備には産学連携推進課が対応する。ただし、機器や備品を主体的・独占的に利用している利用者の利用方法、改造・改変、破損による場合には利用者で対応すること。
- (ii) 施設・設備であっても、利用にあたって必要となる消耗品の交換・補充は利用者で行うこと。

2. 省エネルギーの実行

研究開発室の利用にあたっては、省エネルギーや環境保護を心がけること。そのために、責任者は利用者全員に、下記を厳守させること。

- ・無人の部屋の照明とエアコンは切ること。
- ・未使用の装置や機器、PCは電源を切ること(可能であればコンセントからプラグを抜く)。
- ・空調は、必要最小限とすること。
- ・本学からの節電等の要請には可能な限り従うこと。

3. 設備維持

設備及び一部の装置はHRDSの所属・管理となっている。施設の不備や故障については、早急に担当事務に連絡すること。ただし、不注意等による破損や故障等、状況に応じて研究代表者での負担を求めることがある。また、部屋や共有部分の清掃と美化にも配慮すること。

4. 備品等

備え付け備品の持ち出しは行わないこと。必要に応じて装置や器具等の持ち込み・使用は任意とするが、穴あけ等の工事が必要な場合や大容量(50A以上)の電気を必要とする装置等は事前に通知すること。また、退去時にはすべて撤去し、原状復帰を行うこと。

5. 館内禁煙

館内は禁煙とする。

6. 薬品の使用と廃液

試薬を使用する場合は、本学の試薬利用ルール(安全の手引き参照)に従った上、YAKUMOで管理を行うこと。毒物及び劇薬は、管理責任者を明示した金属製のロッカーに保管し、必ず施錠すること。廃液は本学の廃液ルールに従い、すべてを集め保管すること。廃棄等に関しては、所属の部局で行うこと。なお、学外者にあたっては、別途取り決める。

7. その他

7-1 騒音や娯楽

研究開発室及び共用部分での飲酒、音楽やテレビ等の視聴、ゲーム、遊興は禁止とする。

7-2 設備視察等への対応

研究開発室の見学や視察が行われる場合、研究内容のパネル掲示、研究内容の説明等の協力依頼を行うことがある。

7-3 研究開発室内への立入

管理・査察及び営繕の目的で、HRDS又は産学連携推進課の職員が通知なく研究開発室へ立ち入ることがある。営繕の目的で工事業者等の部外者が入る場合には事前に通知を行う。

7-4 連絡など

連絡は原則として掲示と責任者へのメールで行う。責任者は、必要に応じて利用者全員への周知・連絡を行うこと。

7-5 退去時の原状回復

研究開発室の利用が終了したとき、又は利用の承認を取り消されたときは、別に定めた備品・機器等の原状回復分担表により、原状に回復すること。